

旧大淀西部幼稚園跡地利活用事業にかかる質疑回答書

番号	質疑	回答
1	運動所の一部に施設を組むことは可能ですか。	募集要項 6 ページ 5.利活用上の制約等 (1) 既存施設の改修等に係る事前協議に記載のとおり、新たな建物の設置については事前に町との協議が必要です。なお、当該敷地は市街化調整区域に該当し、都市計画法上の制限を受けるため、想定している施設の建設について法律上の可否については、貴社より関係機関等で確認をお願いします。
2	避難所等としての機能維持とのことで、常にどのぐらいのスペースを空けておく必要があるか具体的な広さが知りたいです。	別添資料 1 施設写真の⑦遊戯室、⑧倉庫は避難所として利用を想定していますので、有事の際は使用できる状態で管理をお願いします。なお、職員室については電気を点灯するために職員が一時立ち入ることがございます。また、グラウンドについても避難者の方の車が駐車されますので、全体の半分程度のスペースを使用できるようにしてください。